

介護職員等処遇改善加算に関する情報公表について

職場環境改善の取組について

令和8年4月1日

区 分	内 容
入職促進に向けた取組	○法人や事業所の経営理念やケアの方針・人材育成方針・その実現のための施策・仕組みなどを明確します。 ○他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらず、幅広く採用を検討、実施します。
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	○働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援を行います。 ○エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等を導入、実施します。
両立支援・多様な働き方の推進	○職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等を整備、実施します。 ○有給休暇を取得しやすい環境整備を行います（取得したい希望月日の確認等）。
腰痛を含む心身の健康管理	○短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策を実施します。 ○介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の習得支援、職員に対する腰痛対策の研修等を実施します。
生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組	○業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫による情報共有や作業負担の軽減を行っている。 ○介護ソフト、タブレット端末等の導入により業務量の縮減に努めます。 ○業務内容の明確化と役割分担を行い、介護職員がケアに集中できる環境整備を行います。間接業務等は介護補助員に担っていただく。
やりがい・働きがいの醸成	○利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会を提供します。 ○ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会を提供します。